

山林所有者・素材生産業者各位

株式会社伊万里木材市場
代表取締役 林 雅文

合法性を証明する書類提出のお願い

森林を伐採する場合は、伐採の方法やその後の復元方法などを届け出ることが、森林法によって定められ、無届伐採や届出内容と異なる伐採を行うと、勧告処分や30万円以下の罰金に処せられます。

また、海外での違法伐採が問題となり、平成18年4月より日本政府が政府調達の対象となる木材・木材製品について、合法性などが証明されたものを購入することを決めるなど、合法性の証明は木材の流通において緊急の課題となっています。

伐採された木材を伊万里木材市場へご出荷される森林所有者・素材生産業者の方は、必ず適正に伐採されたことを証明する書類をご提出下さい。

ご提出いただく書類は下記のように、森林施業計画の有無や保安林指定の有無によって異なり、ご提出の時期・機関も異なります。詳しくは市町村森林整備課、各農林事務所林務課、市町村林務担当課、または伊万里木材市場素材部までお問い合わせ下さい。

ご提出がない場合は非合法木材として取り扱われ、ご提出いただいた材(合法木材)と区別積され、価格の低下を招く恐れがあります。また、将来的には非合法木材の取り扱いを行わないように致します。

必要となる書類は森林の種類によって異なります

一般の森林

伐採及び伐採後の造林
計画適合通知書の写し

または

伐採及び造林届出書
(受理印有り)の写し

森林施業計画を 作成している森林

認定書の写し
(伐採箇所を記入)

保安林の場合

保安林伐採許可
通知書の写し

または

保安林内間伐届
受理通知の写し

国有林の場合

売買契約書の写し
(合法材であることを記載)